

令和3・4年度 加茂市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和3・4年度において、加茂市が行う建設工事の入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

1. 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- ① 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。
- ② 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。また、総合評定値については、申請者から請求があった場合に結果を通知するため、その総合評定値を取得していない者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ④ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度開始の日直前3年の各営業年度、いずれの営業年度にも完成工事高を有しない者。
- ⑤ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ⑦ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- ⑧ 暴力団員であると認められる者。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

- ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- ⑪ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。⑫について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- ⑫ 法人であって、その役員のうちに⑧から⑩までのいずれかに該当する者があるもの。
- ⑬ 加茂市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。
- ⑭ 次の（1）から（3）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く）
 - （1）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - （2）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （3）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

2. 参加資格の有効期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日までです。

3. 受付期間

令和3年2月1日から令和3年2月28日まで。

「4. 提出先」へ郵送又は持参してください。

※郵送の場合は、令和3年2月28日の消印有効です。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

4. 提出先

〒959-1392

新潟県加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市役所総務課管財係

電話：0256-52-0080（内線330）

5. 申請書類および添付書類

市内業者：加茂市内に入札・契約行為を行う営業所（建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所）を有する建設業者をいう。

市外業者：「市内業者」以外の建設業者をいう。

◎：必ず提出してください。

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書類および添付書類		市内業者	市外業者
①建設工事入札参加資格審査申請書	【第1号様式】	◎	◎
②営業所（主たる営業所を除く）一覧表	【第2号様式】	△	△
③委任状 【※1】		△	△
④技術職員数等に関する書類	【第3号様式】	◎	◎
⑤技術職員数一覧表	【第4号様式】	◎	◎
⑥技術職員名簿 【※2】	【第5号様式】	△	△
⑦舗装機械の所有状況に関する書類		△	△
⑧経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し 【※3】		◎	◎
⑨建設業許可申請書別紙2（営業所一覧表）の写し【※1】		△	△
⑩経営事項審査申請書（下記書類）の写し ・経営規模等評価申請書総合評定値請求書 ・工事種類別完成工事高（別紙一） ・技術職員名簿（別紙二） ・その他の審査項目（別紙三） ・工事経歴書（様式第二号）		◎	◎
⑪加茂市の納税証明書（ <u>原本</u> ）【※4】		◎	×
⑫法人税又は所得税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※5】		◎	◎
⑬消費税及び地方消費税の納税証明書（ <u>写し可</u> ）【※5】		◎	◎
⑭暴力団等の排除に関する誓約書		◎	◎
⑮適用除外申告書		△	△
⑯全職員数の報告（様式任意）【※6】		◎	×

※1：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

宛名は「加茂市長 藤田明美」

※2：「第3号様式」で技術職員数を補正した場合にのみ提出してください。

※3：審査基準日が令和元年8月1日以降の結果通知書の写しを提出してください。

※4：加茂市の市税の納税義務がある方は市税の納税証明書（未納税額がないことの証明）を提出のこと。証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。

※5：法人税又は所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書
(証明書は申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの)

・法人：その3の3

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

・個人：その3の2

「所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

※6：建設業許可申請書の「様式第4号(使用人数)」の提出でも可

6. 提出部数

申請書は【①から⑯の番号順】にA4版のフラットファイル(長辺とじ)に綴じて背表紙及びおもて表紙に社名を記入し **1部** 提出してください。

7. その他

(1) 申請書の受領書または受付印が必要な場合は、郵送時に返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印し返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印し渡します。

なお、この受付印は受領したことのみを表すもので、内容審査が正しいことを表すものではありません。

(2) 市内業者で申請書を提出した後に、技術職員名簿(第5号様式)に記載された技術職員に変更があった場合は、「技術職員名簿の変更届」を提出してください。